

和福障第4077号  
平成25年2月18日  
(2013年)

各指定障害福祉サービス事業等実施法人 代表者 様

和歌山市長 大橋 建一  
(公印省略)

和歌山市における指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準を定める条例の制定について（通知）

平素は、本市福祉行政の推進に御協力賜りありがとうございます。

さて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規定していた指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準について、各地方自治体の条例で定めることとされたため、このたび、本市においても指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準を定める条例（以下「基準条例」という。）を制定し、別表1のとおり公布しました。同条例の内容については、次のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、今回の条例の施行に伴う各推進員の任命等についての届出は不要ですが、組織体制図等への明記や各推進員による計画の作成や研修等の実施など、貴法人内の事業所等に対し十分周知を図られ、その適切な運用についてお願いします。

## **第1 基準条例の考え方**

本市における指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準で定める基準は、第2に定める基準のほか、厚生労働省令（別表2 関連省令一覧参照）で定める基準と同様の基準とする。

## **第2 市独自の基準**

障害児者を取り巻く社会環境等の変化に鑑み、市独自の基準は次のとおりである。

### **1 人権擁護**

（1）人権擁護推進員の配置の義務化

- ① 各省令において定める事業を実施する事業所及び施設（以下「施設等」という。）において、人権擁護に関する責任者として人権擁護推進員を配置しなければならない。人権擁護推進員は、求められる専門性等を考慮し、管理者が任命する。

なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

- ② 人権擁護推進員は、次に掲げる業務を行う。

（ア）施設職員に対し人権擁護に関する研修計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施する。

（イ）施設の現場における人権に対する正しい理解について、職員に対して適切な指導を行う。

## (2) 人権擁護に関する研修実施の義務化

- ① 施設等において職員に対し年に1回以上、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
- ② 研修内容及び研修方法は次のとおりとする。

### (ア) 研修内容

障害児者の人権を尊重した処遇を行うため、障害者自立支援法、児童福祉法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける障害児者の人権等に関する理解を深め、職員の人権意識や知識、技術の向上を図る。

特に、障害児者虐待は極めて深刻な人権侵害であることから、虐待を防止するための対策及び虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、職員間で認識の共有を図る。

### (イ) 研修方法

研修方法は、伝達研修や外部講師の招聘など、実状に応じた方法で実施することとし、単独実施が困難な場合は、複数施設で合同実施することも差し支えない。

## **2 非常災害対策**

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係るものを除く。

### (1) 災害対策推進員の配置の義務化

施設等において、災害対策に関する責任者として、災害対策推進員を配置しなければならない。災害対策推進員は、求められる専門性等を考慮し、管理者が任命する。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

### (2) 災害対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

- ① 火災・風水害・地震等の防災に関する計画を作成し、当該計画に基づき防災訓練を定期的に行う。
- ② 施設等における非常災害対策を推進するため、消防機関等への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携をとる等、職員に対して防災対策の周知徹底を図る。
- ③ 災害発生時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行う。

## **3 安全管理対策**

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係るものを除く。

### (1) 安全管理対策推進員の配置の義務化

施設等において、安全管理対策に関する責任者として、安全管理対策推進員を配置しなければならない。安全管理対策推進員は、求められる専門性等を考慮し、管理者が任命する。なお、安全管理対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

### (2) 安全管理対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

- ① 処遇中の事故防止のために、障害児者の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の設備の安全点検を計画的に実施する。
- ② 外部からの不審者等の侵入防止のための措置をとるとともに、不測の事態に備えて訓練を行う等必要な対応を行う。
- ③ 施設等で使用する設備等について、衛生的な管理に努める。特に、施設内において感染症又

は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

- ④ 職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全対策を行うよう努める。

### 第3 施行期日

基準条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

公布条例一覧	
和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成24年和歌山市条例第60号
和歌山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成24年和歌山市条例第61号
和歌山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年和歌山市条例第62号
和歌山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年和歌山市条例第63号
和歌山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年和歌山市条例第64号
和歌山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年和歌山市条例第65号

※ 関連省令の改正に応じ、各条例中に引用する省令名を改正する予定です。

別表2

関連省令一覧	
障害者自立支援法施行規則	平成18年厚生労働省令第19号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第171号
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第172号
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第174号
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第175号
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第176号
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	平成18年厚生労働省令第177号